

平成 1 9 年新潟県中越沖地震を踏まえた原子力施設
における安全確保について（回答）

那珂核融合研究所

平成 19 年新潟県中越沖地震を踏まえた
那珂核融合研究所における安全確保について（回答）

1. 消火体制の充実強化

- (1) 那珂核融合研究所においては消火グループ員 9 名が指名されている。また、夜間・休日には、警備員 4 名、中央変電所・中央機械室当直員 5 名が常駐している。さらに、震度 4 以上の地震発生時には各施設点検者が速やかに出動する体制になっているが、消火グループ員には出張、休暇等で不在の場合の事前連絡を徹底させ、十分な要員の確保に努めることとする。
- (2) 那珂核融合研究所では消火グループの定期訓練のほか、従来から総合防災訓練時に那珂市消防本部の指導の下で消火訓練を行ってきたが、さらに那珂市消防本部の協力を仰ぎ、消火グループ員以外の者も対象に含めた消火器・消火栓等の取扱訓練を追加的に実施する（年 2 回程度）こととする。

2. 通報連絡体制の充実強化

那珂核融合研究所は、災害時優先電話 3 回線、同 FAX 1 回線、同携帯電話 10 回線を有している。また、停電時には非常用電源設備による給電が可能である。今後も関係機関等との協議の下、必要に応じて適切な措置をとることとしたい。

以上

	項目	従来(強化前)	強化後
消 火 体 制	自衛消防隊組織	消火グループリーダー 1名、サブグループリーダー 2名、グループ員 6名、計 9名(那珂市、東海村に居住する者を中心に選任)	消火グループリーダー 1名、サブグループリーダー 2名、グループ員 6名、計 9名(那珂市、東海村に居住する者を中心に選任)
	自衛消防隊の召集	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警備詰所から電話連絡により(勤務時間内においては構内放送により)消火グループ員を召集。 ・ 夜間・休日には(消火グループ員ではないが)警備員 4名が常駐しており、初期消火を行う。 ・ 震度 4以上の地震が発生した場合には、その情報を知り得た時点で各施設点検者が出動する(消火グループ員ではないが、初期消火の対応可)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警備詰所から電話連絡により(勤務時間内においては構内放送により)消火グループ員を召集。 (消火グループ員が出張、休暇等で不在の場合の事前連絡を徹底させ、要員の確実な招集に努める。) ・ 夜間・休日には(消火グループ員ではないが)警備員 4名が常駐しており、初期消火を行う。また、状況に応じて、中央変電所 / 中央機械室の当直員 5名も初期消火を支援する。 ・ 震度 4以上の地震が発生した場合には、その情報を知り得た時点で各施設点検者が出動する(消火グループ員ではないが、初期消火の対応可)。
	消防用設備・資機材	<p>消火器 : 982本(うち9本を緊急時対応車に搭載)</p> <p>屋内消火栓設備 : 10建家に設置(99基)</p> <p>屋外消火栓設備 : 50基</p> <p>消火栓用配管への耐震対策 : 特になし</p> <p>ハロゲン化物消火設備 : 8建家に設置</p> <p>スプリンクラー消火設備 : 1建家に設置</p> <p>CO2消火設備 : 1建家に設置</p>	<p>消火器 : 982本(うち9本を緊急時対応車に搭載)</p> <p>屋内消火栓設備 : 10建家に設置(99基)</p> <p>屋外消火栓設備 : 50基</p> <p>消火栓用配管への耐震対策 : 特になし</p> <p>ハロゲン化物消火設備 : 8建家に設置</p> <p>スプリンクラー消火設備 : 1建家に設置</p> <p>CO2消火設備 : 1建家に設置</p>

	自衛消防隊の訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・定期訓練(1回/四半期): 行動要領の確認、消火器・消火栓等の取扱訓練 ・召集訓練(3回/年) ・総合防災訓練時に那珂市消防本部の指導による消火訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期訓練(1回/四半期): 行動要領の確認、消火器・消火栓等の取扱訓練 ・召集訓練(3回/年) ・総合防災訓練時に那珂市消防本部の指導による消火訓練 ・<u>消火グループ員以外の者も対象に含めた消火器・消火栓等の取扱訓練を、那珂市消防本部の指導の下、年2回程度追加実施(今年度下期から消火グループの定期訓練等との同時実施を予定)。</u>
通報連絡体制	通信手段	<p>災害時における関係自治体、消防本部等への連絡のため、以下の通信手段を保有している。</p> <p>災害時優先電話3回線、災害時優先FAX1回線、 災害時優先携帯電話10回線</p>	<p>災害時における関係自治体、消防本部等への連絡のため、以下の通信手段を保有している。</p> <p>災害時優先電話3回線、災害時優先FAX1回線、 災害時優先携帯電話10回線</p>
	電話回線の輻輳時への対応	災害時優先電話・FAXにより関係自治体、消防本部等へ連絡	災害時優先電話・FAXにより関係自治体、消防本部等へ連絡
	電話回線の断線時の対応	災害時優先携帯電話により関係自治体、消防本部等へ連絡	災害時優先携帯電話により関係自治体、消防本部等へ連絡
	停電時の対応	非常用電源設備により上記通信手段に必要な電力を供給	非常用電源設備により上記通信手段に必要な電力を供給